住所　香川県高松市福岡町２丁目22番28号
　リマーナ・クラヴィオ・タニグチ　平成元年12月23日生
住所　東京都荒川区南千住１丁目25番10号
　サントゥダテ　平成９年７月２日生
住所　東京都足立区青井４丁目21番３―404号
　王文祥　昭和38年６月13日生
住所　東京都板橋区板橋１丁目48番８―105号
　黄妙青　昭和41年９月５日生
住所　東京都北区西ケ原１丁目８番４―602号
　盧英姫　昭和51年９月29日生
住所　東京都新宿区西早稲田３丁目17番19―501号
　李基鎭　昭和32年６月20日生
　權孝任　昭和34年10月７日生
　李延軒　昭和60年２月１日生
　李昌軒　昭和62年６月12日生
住所　埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目15番地３
　李月娥　昭和38年２月21日生
　周穎　平成10年10月20日生
住所　埼玉県春日部市一ノ割２丁目１番15号
　陳小英　昭和51年12月４日生
住所　横浜市都筑区中川１丁目17番６―203号
　張**瑢**　昭和53年12月25日生
住所　横浜市中区本牧原21番２―209号
　ジェーン・アルカラ・ナオイ　昭和45年１月12日生
住所　横浜市瀬谷区二ツ橋町538番地34
　マリア・イオネ・ヒ・シルヴァ・フナヤマ　昭和24年４月３日生
住所　川崎市中原区小杉町３丁目258番地１
　徐政裕　昭和55年６月12日生
住所　神奈川県座間市入谷４丁目６番地１
　姜**洁**　昭和54年２月24日生
住所　東京都八王子市東浅川町288番地11
　尤茜　昭和53年２月４日生
住所　滋賀県甲賀市水口町名坂76番地
　パウラ・ケイコ・マルヤマ・ド・エスピリト・サント　昭和62年12月５日生
住所　栃木県下都賀郡壬生町大字国谷2042番地１
　張暁媛　昭和51年８月５日生
住所　北九州市八幡東区諏訪２丁目12番12号
　デイビナ・デルガド・アカシ　昭和42年12月22日生
　マリア・クリスティーナ・デルガド　昭和63年10月20日生
住所　大阪市北区紅梅町５番10号
　朴峰玉　昭和37年10月22日生
住所　大阪市北区長柄東２丁目９番77―1121号
　孫静　昭和46年１月31日生
　鮑東翔　平成19年11月21日生
住所　大阪市北区天神橋４丁目６番19号
　林海雲　昭和52年４月15日生
住所　大阪市福島区鷺洲４丁目３番23―803号
　鄭京子　昭和57年11月５日生
住所　大阪市浪速区難波中１丁目14番７―902号
　楊恬　昭和57年６月25日生
住所　東京都大田区大森西２丁目18番23―Ｃ115号
　シェイク・エジャーズウディン　昭和41年12月31日生
住所　奈良県北葛城郡広陵町大字安部772番地
　林德文　昭和11年１月27日生
　任錦淳　昭和11年11月８日生
　林正美　昭和40年５月15日生
　林昌一　昭和42年６月１日生
住所　神戸市東灘区向洋町中１丁目４番地
　王海華　昭和44年５月27日生
　楊茜琳　平成17年10月６日生
住所　神戸市中央区北長狭通３丁目４番６号
　簡佩蓮　昭和22年３月23日生
住所　神戸市東灘区北青木１丁目２番５―501号
　金春傑　昭和45年２月27日生
　朴桂花　昭和46年５月16日生
　金河辰　平成10年５月23日生
住所　神戸市西区枝吉１丁目19番地２
　梁惠源　昭和23年６月25日生
　林敏惠　昭和27年11月５日生
　梁由佳　昭和56年８月12日生
　梁真治　昭和58年11月29日生
住所　兵庫県伊丹市西野５丁目69番地１
　フランシス・ロヒール・ムスタザ・カピリー　昭和56年12月11日生
住所　沖縄県沖縄市住吉２丁目15番３号
　ロベルト・ヨシオ・ヤカビ・トナキ　昭和26年５月13日生
住所　東京都練馬区三原台３丁目13番17号
　ラムヤイ・ユガ　昭和44年７月14日生
住所　東京都世田谷区上北沢５丁目35番２号
　リム・アイ・リン　昭和60年５月14日生
　リム・アイ・ミン　昭和62年５月26日生
住所　北九州市八幡東区中央３丁目１番26―301号
　崔椿姫　昭和30年12月10日生
住所　大分県宇佐市安心院町上内河野120番地
　朱瑩舟　昭和39年２月６日生
住所　茨城県牛久市柏田町3259番地18
　メグミ・オカモト　昭和39年７月23日生
住所　名古屋市守山区鳥羽見２丁目４番33号
　羅洋哲　昭和49年５月17日生
　羅浩哲　昭和51年７月14日生
住所　愛知県豊橋市牟呂町字東明治郷下24番地
　杜建群　昭和43年３月27日生
住所　静岡県袋井市堀越５丁目11番地10
　孫日光　平成19年８月21日生
住所　福岡県糟屋郡粕屋町大字冨恵257番地１
　ルイス・サルバドル・ジェン・ウジェキ　昭和46年５月31日生
住所　静岡県裾野市茶畑1440番地
　セサル・イサム・カランザ・ナカソネ　昭和46年２月９日生
　イサム・セリー・カランザ・トウバル　平成６年11月16日生
　ハルロ・トンダ・カランザ・トウバル　平成８年５月20日生
住所　静岡県菊川市下平川1821番地３
　レナタ・ユリ・イツバシ・ヴ・オリベイラ　平成元年５月２日生

○外務省告示第三百五十八号

　イスラエル国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十二年五月三十一日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年九月一日にイスラエル国について効力を生ずる。

　（平成二十二年六月一日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

　平成二十二年八月二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百五十九号

　借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

　平成二十二年八月二十三日にジャカルタで、円

　平成二十二年八月二日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

　書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国政府による温室効果ガスの排出の削減及び経済成長を達成するための並びに気候の安定に寄与するための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百七十一億九千五百万円（二七、一九五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、日本国政府によるインドネシア共和国政府及び国際復興開発銀行との協調融資の下でのインドネシア共和国政府の気候変動対策プログラム・ローンを含むプログラム（以下「政策文書」という。）の実施において同政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(c) (b)　利子率は、年〇・一五パーセントとする。

(c) (b)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

3　(1)　当局の同意を得て延長することができる。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局間で合意される表に掲げる生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に随伴する役務の既に行った支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に随伴する役務のために両者の間で既に締結された契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産され、又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。